

【新旧対照表】 会員規約（大型法人用）の改定箇所

改定前	改定後
第1章 総則	第1章 総則
第1条 法人会員とカード使用者	第1条 法人会員とカード使用者
<p>4. 法人会員は、カード使用者に対し、法人会員に代わってカード（当該カードのカード番号を含む。以下同じ。）を使用して、本規約に基づくカード利用（ショッピング利用（第22条に定めるものをいう。以下同じ。）および第6条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいう。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用等を行うことが可能となった場合には当該行為を含む。以下同じ。）を行う一切の権限（以下「本代理権」という。）を授与します。なお、法人会員は、カード使用者に対する本代理権の授与について、撤回、取消または消滅事由がある場合は、第33条第4項所定の方法によりカード使用者によるカード利用の中止を申し出るものとします。法人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。</p>	<p>4. 法人会員は、カード使用者に対し、法人会員に代わってカード（当該カードのカード番号を含む。以下同じ。）を使用して、本規約に基づくカード利用（ショッピング利用（第22条に定めるものをいう。以下同じ。）<u>、第5条の2に定めるWEBサービス</u>および第6条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいう。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用等を行うことが可能となった場合には当該行為を含む。以下同じ。）を行う一切の権限（以下「本代理権」という。）を授与します。なお、法人会員は、カード使用者に対する本代理権の授与について、撤回、取消または消滅事由がある場合は、第33条第4項所定の方法によりカード使用者によるカード利用の中止を申し出るものとします。法人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。</p>
第3条 カードの貸与およびカードの管理	第3条 カードの貸与およびカードの管理
<p>1. 当社は、会員に対し、両社が発行するクレジットカード（以下「カード」という。）を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード（以下「ICカード」という。）を含みます。カード使用者は、カード（ただし、署名欄（サインパネル）が設けられていないカードを除く。）を貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。</p>	<p>1. 当社は、会員に対し、両社が発行するクレジットカード（以下「カード」という。）を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード（以下「ICカード」という。）を含みます。<u>また、カード使用者は、カードを貸与されたとき、カードに署名欄（サインパネル）がある場合は、直ちに自己の署名を行わなければなりません。</u></p>

【新旧対照表】 会員規約（大型法人用）の改定箇所

改定前	改定後
	<p><u>第5条の2（WEBサービス等）</u></p> <p><u>会員は、両者が認める場合、当社が別に定めるところに従い、WEBサービス（「JCB 法人カードWEBサービス」「MyJCB」「J/Secure (TM)」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。）の登録を行うことにより WEB サービスを利用することができます。ただし、法人会員とカード使用者では WEB サービスの利用内容が異なります。法人会員は「JCB 法人カードWEBサービス」に、カード使用者は「MyJCB」および「J/Secure (TM)」に、それぞれ入会時または入会后遅滞なく、当社が別途定める規定に同意のうえ、登録するための当社所定の手続きをとり、また当該登録を維持するよう努めるものとします。</u></p>
<p>第6条 付帯サービス等</p>	<p>第6条 付帯サービス等</p>
<p>4. 会員は、当社が認める場合、当社が別に定めるところに従い、WEBサービス（「JCB 法人カードWEBサービス」「MyJCB」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。）の登録を行うことにより WEB サービスを利用することができます。ただし、法人会員とカード使用者では WEB サービスの利用内容が異なります。法人会員は「JCB 法人カードWEBサービス」に、カード使用者は「MyJCB」に、それぞれ入会時または入会后遅滞なく、当社が別途定める規定に同意のうえ、登録するための当社所定の手続きをとり、また当該登録を維持するよう努めるものとします。</p>	<p><削除></p>
<p>5. 会員は、当社、JCB またはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当社、JCB またはサービス提供会社が付帯サービスおよびその内容を変更することを予め承認します。</p>	<p><u>4.</u> 会員は、当社、JCB またはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当社、JCB またはサービス提供会社が付帯サービスおよびその内容を変更することを予め承認します。</p>

【新旧対照表】会員規約（大型法人用）の改定箇所

改定前	改定後
第2章 会員情報の取り扱い	第2章 会員情報の取り扱い
第14条 共同利用	第14条 共同利用
<p>2. 会員等は、当社または JCB が会員情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」という。）が、共同利用会社のサービス提供等のため、第13条(1)①②③④の会員情報を共同利用することに同意します（共同利用会社および利用目的は本規約末尾に記載のとおりです。）。なお、本項に基づく共同利用に係る会員情報の管理について責任を有する者は JCB となります。</p>	<p>2. 会員等は、当社または JCB が会員情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」という。）が、共同利用会社のサービス提供等のため、第13条(1)①②③④の会員情報を共同利用することに同意します（共同利用会社および利用目的は次のホームページにて確認できます。 https://www.jcb.co.jp/r/riyou/）。なお、本項に基づく共同利用に係る会員情報の管理について責任を有する者は JCB となります。</p>
第3章 ショッピング利用	第3章 ショッピング利用
第22条 ショッピングの利用	第22条 ショッピングの利用
<p>2. 会員は、カード使用者が加盟店の店頭（自動精算機の場合を含む。）において、JCB 所定の方法により、カードを提示し、または非接触 IC カード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことにより、ショッピング利用を行うことができます。なお、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことにより、または売上票への署名や端末機への暗証番号の入力を省略して、ショッピング利用ができます。</p>	<p>2. 会員は、カード使用者が加盟店の店頭（自動精算機の場合を含む。）において、JCB 所定の方法により、カードを提示し、または非接触 IC カード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、原則として加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力することによりショッピング利用を行うことができます。なお、JCB が認める場合には、加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力にかえて、カードの署名と同じ署名を行うこと、またはその他の所定の手続きを行うことにより、端末機への暗証番号の入力を省略して、ショッピング利用ができることがあります。</p>
<p>3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくは J/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他両社が別に定める方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、カード使用者はカード</p>	<p>3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくは J/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他両社が別に定める方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、カード使用者はカードの提</p>

【新旧対照表】 会員規約（大型法人用）の改定箇所

改定前	改定後
の提示および売上票への署名等を省略することができます。	示および <u>暗証番号の入力</u> を省略することができます。
4. 両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、ショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、売上票への署名等を行い、残額（署名等を行った後、利用が判明した代金を含む。）についてはカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。	4. 両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、ショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、 <u>暗証番号の入力または、売上票への署名等（以下「暗証番号入力等」という。）を行い、残額（暗証番号入力等を行った後、利用が判明した代金を含む。）についてはカードの提示、暗証番号入力等を省略することができます。</u>
7. (4)ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたは J/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードの入力その他両社が別に定める操作を求める場合があります。申込者がセキュリティコードまたは J/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、カード使用者によるカード利用を一定期間制限することがあります。	7. (4)ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたは J/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードの入力その他両社が別に定める <u>本人認証手続き</u> を求める場合があります。申込者がセキュリティコードまたは <u>同規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、その他両社が別に定める本人認証手続きに失敗した場合、</u> カード使用者によるカード利用を一定期間制限することがあります。
カード発行会社が（株）ジェーシービーの場合、会員規約が次のように変更されます。	カード発行会社が（株）ジェーシービーの場合、会員規約が次のように変更されます。
4. 第 13 条以降の条番号が、1 番繰り上がります。	<削除>
規約本文末尾	規約本文末尾
2024 年 4 月 1 日現在	<u>2025 年 2 月 28 日</u> 現在